

第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）

【器楽・管弦楽部門大会】

記録写真の撮影・販売に係る説明書

1 趣旨

第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）【器楽・管弦楽部門】の運営に必要な標記役務を提供する業者を公募により選定する。

2 器楽・管弦楽部門事務局

担当 堀井 亜衣子

〒010-8533 秋田県秋田市南通みその町4番82号

聖霊学園高等学校内

TEL 018-833-7311 FAX 018-833-4503

MAIL kigakukangen@e-akita.ed.jp

3 選定方法について

記録写真の販売を目的とした撮影を希望する業者から企画書の提出を受け、その内容を総合的に評価し、器楽・管弦楽部門部長を代表とする審査委員会で業者を選定する。

なお、企画書は、仕様書を参考に作成すること。

企画書はA4判とし、形式は自由とする。

4 応募資格

<単独事業者の場合>

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 過去に本業務と同種の業務を実施した経験を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者、若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

<複数事業者による共同企業体の場合>

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) すべての構成員が<単独事業者の場合>の(2)及び(3)の条件を満たすこと。

(2) 構成員のいずれかが<単独事業者の場合>の(1)の条件を満たすこと。

また、第50回全国高等学校総合文化祭秋田県実行委員会(以下「実行委員会」という。)は代表者を対象として出店許可を行うため、その他の構成員については、代表者との委託契約により業務を行うこと。その場合において、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

5 物品販売の出店許可申請

審査により決定された業者は、「第50回全国高等学校総合文化祭(あきた総文2026)物品販売・役務提供取扱要領」第4のアに該当し、同要領に基づき、出店許可申請の手続き等を行うこと。

6 販売品への損失補償等の責任

実行委員会は、出店許可を承認したことに起因する損失補償等については、一切の責任を負わない。

また、商品の製造・販売は、全て業者の責任で行い、それらの行為によってその他の第三者に損害が生じたとしても実行委員会は一切責任を負わない。

7 仕様書及び説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

第50回全国高等学校総合文化祭(あきた総文2026)大会公式ウェブサイト
<https://akita-soubun2026.pref.akita.lg.jp/>

(2) 期間

令和8年1月30日(金)9時から2月27日(金)16時まで

8 質問の期間

仕様書及び説明書等について質問がある者は、令和8年1月30日(金)から2月6日(金)までの間において、器楽・管弦楽部門事務局に対して、メールにより行うこと。

質問に対しては、原則として令和8年2月10日(火)までにメールにより回答し、その内容については、あきた総文2026公式ウェブサイトへ公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、器楽・管弦楽部門事務局の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

9 企画書等の提出について

書類を郵送または持参により器楽・管弦楽部門事務局へ提出すること。

(1) 提出期限 令和8年2月27日(金)16時必着

(2) 提出書類 企画書5部(任意様式)

第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）

【器楽・管弦楽部門大会】

記録写真の撮影・販売に係る業務仕様書

1 要旨

第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）【器楽・管弦楽部門大会】記録写真の販売を目的とした撮影を行う業者について、公募により企画書を受け付け、審査を行い選定する。

2 業務内容

上記大会における記録写真（集合写真を含む）販売に係る、撮影から販売までの業務全般

3 撮影日時・内容・場所

- (1) 撮影日時
- | | | |
|--------|--------------|-----------------|
| ①本大会 | 令和8年7月28日（火） | 9:30～18:20（予定） |
| | 令和8年7月29日（水） | 9:30～17:50（予定） |
| ②生徒交流会 | 令和8年7月28日（火） | 18:10～18:40（予定） |
- なお、会場設営日は、7月27日（月）9:00～を予定している。
- (2) 撮影内容
- | | |
|--------|------------------------|
| ①本大会 | （各都道府県代表の演奏発表及び開閉会行事） |
| ②生徒交流会 | （生徒実行委員企画による参加生徒との交流会） |
- (3) 撮影場所
- あきた芸術劇場ミルハス
〒010-0875 秋田県秋田市千秋明德町2-52
TEL：018-838-5822 FAX：018-838-5825

4 撮影に関する仕様・留意点

- (1) 各団体の演奏時の写真を記録すること。
- (2) 記録写真作成のために、演奏中は全体のみでなく、ソロやパートごとのグループ演奏などの演奏形態に応じた撮影ができること。
- (3) 演奏終了後、全団体の集合写真を撮影できること。なお、撮影は器楽・管弦楽部門事務局と協議の上、会の進行を妨げない場所で行うこと。演奏者数の多少にかかわらず撮影可能なひな壇などを持参し撮影すること。
- (4) 開・閉会式や、交流会も全て撮影できること。
- (5) 演奏中に座席移動しながらの撮影はできない。また、本番中の撮影においてはフラッシュを使用しないこと。
- (6) 業務に必要な撮影機器等の搬入・搬出は、器楽・管弦楽部門事務局との協議の上、責任をもって行うこと。

- (7) 参加団体（参加校）の演奏曲目・人数・出演時間など撮影業務に必要な情報のうち、主催者が提供可能なものについては主催者が取りまとめの上、撮影業者へ事前に提供する。
- (8) 大会本部と主催者が認めた者以外が本大会を撮影、録音することは禁止とする。

5 記録写真の販売について

- (1) 各団体からの注文受付から納品まで責任をもって行うこと。
- (2) 写真見本並びに販売受付のマニュアル・注文書などを作成し、各団体にもれなく送付すること。
- (3) 大会終了後、できる限り速やかに見本を各団体に送付できること。
- (4) 価格はできる限り安価なこと。
- (5) 商品についての苦情等への対応は選定業者が行うものとし、主催者はその責を負わないものとする。
- (6) 本業務は演奏の記録としての撮影であり、出演者並びにその関係者以外への一般販売はできないものとする。よって、会場内に写真販売ブースは設置しない。

6 記録写真等の提供

大会終了後、器楽・管弦楽部門事務局に、記録・報道用として記録写真を無償で提供すること。提供の方法等については、別途協議するものとする。

7 費用について

本件に発生する費用（使用会場の物品販売手数料や出店に伴う会場使用料増額分を含む）は、全て選定業者の負担とし、第50回全国高等学校総合文化祭秋田県実行委員会（以下、実行委員会という。）は一切負担しないものとする。

自然災害、感染症の流行等により大会が中止又は延期となった場合に選定業者に発生した損失について、実行委員会は一切負担しない。

8 企画書の内容について

- (1) 記録写真の撮影内容について
- (2) 記録写真の画質・サイズ・仕様など
- (3) 記録写真の販売予定価格
- (4) 業務実施体制、スケジュール（納期）、過去実施実績
- (5) その他

9 その他

- (1) 本業務における成果物の所有権は、実行委員会への成果物の提供が完了したときに、実行委員会へ移転するものとする。本業務における成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は成果物の提供をもって実行委員会に譲渡されるものとする。また、著作権については、成果物に係る著作権者の著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (2) 本業務を安全・確実に実施するように努めるものとし、業務実施にあたっては、参加者等の安全確保を十分に図ること。
- (3) 選定業者に対して、協賛の依頼を行うことがある。
- (4) その他本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

10 参考

第49回全国高等学校総合文化祭香川大会器楽・管弦楽部門

参加団体数 51団体 出演生徒数 1,971人

※ 秋田大会は出演団体数 約50団体、出演生徒数 約2,000人の見込み。